

日野町監査委員告示第2号

地方自治法第199条第1項および第2項に基づき、令和4年度に実施した定期監査結果を別紙のとおり公表する。

令和5年2月10日

日野町代表監査委員 東 源一郎

定期監査結果

1. 監査日時および
監 査 場 所 令和5年1月27日（金）午前9時00分～午前10時5分
日野町役場 4階 第1委員会室
2. 実施監査委員 東 源一郎 ・ 西澤 正治
3. 監査対象機関 商工観光課
4. 監 査 対 象
主たる審査事項 商工観光課の分掌する事務全般について
○ふるさと応援寄附事業の状況と今後について
○「近江日野商人サミット」の取組について
5. 監 査 手 続 令和4年度監査計画に基づき資料の提出を求め、所属長および担当者より説明を受け、質疑応答を交え実施した。
6. 監 査 の 結 果 当町において令和2年11月から開始された「近江日野『三方よし!』ふるさと応援寄附推進事業」（ふるさと納税）は、令和3年度では約3,000万円の収入実績に対し、返礼品や事務費等の経費が約400万円であり、差引でプラスであった。一方で当町住民が他市町村へ寄付された「住民税の流出分」が約1,800万円あるが、この住民税の流出分の一部は交付税措置されることになる。ふるさと納税制度については魅力的な返礼品で多くの寄付を集める市町村がある一方で税の流出や多額の事務費により収支がマイナスとなる市町村もあるとの報道もされており、制度上の課題は否めないが、実態として収入の成果があることに加え、返礼品による地域産業への波及効果や寄付を通じた交流も期待できることから、当町においても財源として依存しすぎない範囲で工夫して取り組みされたい。
「近江日野商人サミット」は、初めての取組であったが、日野出身の先人の流れを汲む多くの参加者によって成功裏に終えられたことは喜ばしいことである。今後も更なる交流を深めて、企業同士のつながりが生まれ、また、異業種間の交流など多方面の交流へと発展していくことを期待している。